



金融庁・日本取引所グループ共催
ESG債セミナー

5

**評価機関からみたサステナブルファイナンスに関する
情報開示のポイント**

日本格付研究所
常務執行役員 サステナブルファイナンス評価本部長
梶原 敦子



Japan Credit Rating Agency, Ltd.

ESG債プラットフォーム稼働記念ウェビナー

評価機関からみたサステナブルファイナンスに関する情報開示のポイント

2022年7月25日

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価本部

梶原 敦子

目次

- 第三者評価機関として開示をお願いしたい点
- サステナブルファイナンス商品別開示要請の内容
- ESG関連情報に対する開示要請の展望

第三者評価機関として開示をお願いしたい点

- ・商品特性により異なる開示要請への適切な対応
- ・マーケットに出る情報の一覧性・一貫性・アカウントビリティ
- ・原則で使われる「should（べきである）」、「must(しなくてはならない)」、「recommended(推奨される)」、「考えられる」といった表現に注意
- ・いつ開示すべきか。（Annual Review, SPTの判定タイミング、中長期目標の更新、等）



サステナブルファイナンス商品別開示要請の内容

1. グリーンボンド・ローン原則
2. ソーシャルボンド・ローン原則
3. サステナビリティボンド・ローン原則
4. サステナビリティ・リンク・ボンド・ローン原則
5. クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック



グリーン・ソーシャルボンド 原則が求める開示事項

■グリーンボンド・フレームワーク

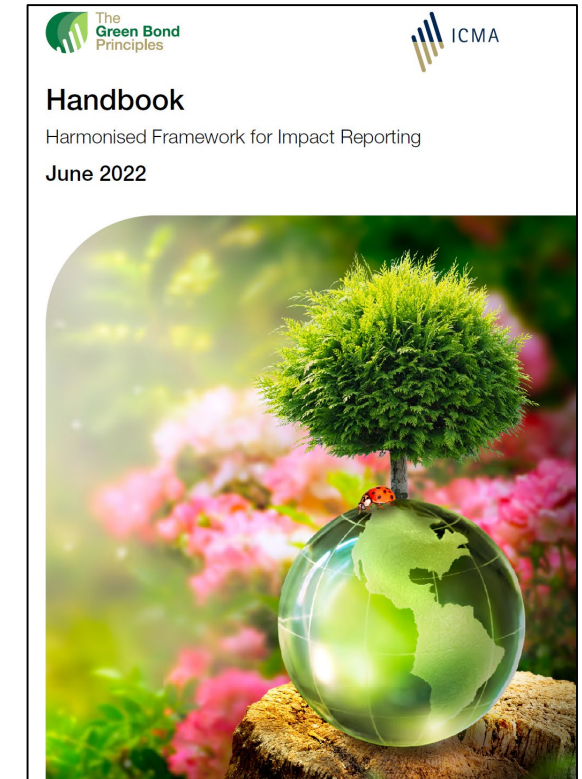
発行前チェックリスト
フレームワーク作成時に盛り込むべき項目が記載されている。



[Pre-Issuance-checklist-Green-Bonds_June-2022-280622.pdf](https://www.icmagroup.org/pre-issuance-checklist-green-bonds-june-2022-280622.pdf)
([icmagroup.org](https://www.icmagroup.org))

■インパクト・レポーティング

ICMAウェブサイト
グリーンボンド（業
種別）・ソーシャル
ボンドについて発行
後のレポーティング
事項として推奨され
るものがまとめられ
たハンドブック



[Harmonised-Framework-for-Impact-Reporting-Green-Bonds_June-2022-280622.pdf](https://www.icmagroup.org/harmonised-framework-for-impact-reporting-green-bonds-june-2022-280622.pdf)
([icmagroup.org](https://www.icmagroup.org))

国内のガイドラインで定められた要請事項

■環境省グリーンボンド・ガイドライン

<https://www.env.go.jp/content/000047699.pdf>



■金融庁ソーシャルボンド・ガイドライン

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>



サステナビリティ・リンク・ボンド原則



■原則1

- ✓ 発行体は経営戦略、中期経営計画、サステナビリティ(CSR)戦略を策定しているか。
- ✓ 発行体は環境・社会面において中長期的な目標設定を行っているか。
- ✓ 発行体は、環境・社会的課題に関して、自らのリスクと機会、強みと弱み、ポジティブな側面とネガティブな側面を、何等かの形で分析し、サステナビリティ戦略や経営戦略に反映しているか。
- ✓ 発行体の目標設定の中で、特に当社の企業価値向上やSDGsへの貢献が強く認められる事項はあるか。

■原則2

SPTについて開示すべき事項

- ✓ 目標達成に関するタイムライン
- ✓ KPIの改善を目的としたベースライン・指標
- ✓ SPTの達成に向けた投資計画、事業戦略（開示できる範囲での開示）
- ✓ SPTの達成に重大な影響を及ぼし得る外部要因の説明

■原則3 債券の特性

■原則4, 5 レポーティングと第三者検証

Climate Transition Financeの開示要請

■ トランジション・ファイナンスの定義

トランジション・ファイナンスとは、気候変動への対策を検討している企業が、脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則った温室効果ガス削減の取組を行っている場合にその取組を支援することを目的とした金融手法をいう。特に、我が国においては、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すため、パリ協定に整合的な目標設定を行い、本基本指針に定める要素を満たした上で、資金調達を行う動きを支援するためのファイナンス（資金供給）として位置付けられる。なお、今後我が国では脱炭素に向けた移行の取組について、業種別のロードマップを策定予定であるが、企業自身の戦略構築や気候変動対策の検討に当たり、当該ロードマップ制定後はこれを参照することができる。

■ トランジション・ファイナンスの概要

ICMAハンドブックにおいても、クライメート・トランジション関連の目的を持ち、以下のいずれかの形式により、発行された債券への資金供給を促進することを目的とする投資をクライメート・トランジション・ファイナンスであるとしている。

(ア) 資金用途を特定した債券の場合：グリーン及びソーシャルボンド原則又はサステナビリティボンド・ガイドラインに整合

(イ) 資金用途を特定しない債券の場合：サステナビリティ・リンク・ボンド原則に整合

トランジション・ファイナンスは、調達した資金の充当対象のみでは判断されず、資金調達者の戦略や実践に対する信頼性を重ね合わせて判断されるものである。そのため、資金調達者に求められている4要素を満たすことで、グリーンボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド等の一部もトランジション・ファイナンスの一種となる。

クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針

2021年5月
金融庁・経済産業省・環境省

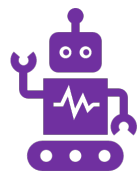




トランジションの考え方は資金用途を特定したファイナンスの方法と、資金用途を特定しない方法の二通りある。



トランジション ファイナンスの種類



グリーンボンド型

資金用途をClimate Transitionに資する資産等に限定する。

その他の要件は、グリーンボンド原則に従う。

- ① 資金用途
- ② 選定基準とプロセス
- ③ 資金管理
- ④ レポートニング



サステナビリティリンクボンド型

資金用途を特定せず企業の戦略に着目する。

- ① Climate Transitionに資するKPI (Key Performance Indicator)を定める。
- ② 野心的かつ有意義なSPT (Sustainability Performance Target)の設定
- ③ 発行体のサステナビリティパフォーマンスと貸出条件等をリンクさせる。



資金用途を特定する場合も特定しない場合も、以下の4要素を満たす必要がある。



トランジション ファイナンス 4つの必須要素



1 長期的な移行戦略とガバナンス

投資の目的は、発行体の気候変動に関する戦略に資するものであるべき。

トランジションのラベルは、発行体が気候変動関連のリスクに効果的に対処し、パリ協定の目標達成に貢献できるようなビジネスモデルに移行するための企業戦略の実現に資する。



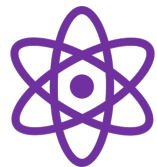
2 コアな事業活動との整合性

Climate Transition戦略は、発行体のビジネスモデルにおいて重要な部分に関連しているべきである。

また、将来のシナリオを踏まえたものであるべきである。



トランジション ファイナンス 4つの必須要素



3 科学的根拠に基づいていること

発行体の戦略は、科学的根拠に基づくターゲットと道筋が参照されているべきである。

移行のロードマップは、以下を満たすべきである。

- ① 定量的に測定可能
- ② 一般に認知されている科学的根拠に基づいた目標設定に整合
- ③ 公表されていること（中間点のマイルストーン含め）
- ④ 独立した認証・検証を受けていること



4 透明性が担保されていること

設備投資及び運転資金に対する投資計画を含めClimate Transition戦略は透明性が担保されるべきである。

この中にはR&D費用も含まれる。

詳細では、今回の支出が“Business as Usual”に対する支出ではないことや当該支出が如何にトランジション戦略の実行に資するかなどもふくまれるだろう。

ESG関連情報に対する開示要請の展望

「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」(パブコメ期間7/12～)の中でも述べられている通り、評価機関側も収集する情報の質に留意したり、自身の評価手法・プロセス等について、開示を強化することが社会的要請である。

企業側については、投資判断に重要な影響を及ぼす非公表情報についてはフェア・ディスクロージャールールが適用されている。ESGに係る戦略情報等を投資判断に織り込む動きが広がり、ESG関連情報の重要性が高まる中で、ESG投資に係る関係者の間でも、同ルールへの配慮の重要性が高まっていると考えられる。

現状は、各ファイナンスに応じた開示の推奨があるレベルだが、投資判断への重要性が可視化されるにつれて開示要請は強化されることが見込まれる。





Japan Credit Rating Agency, Ltd.